

◆市役所代表番号◆

☎ 58 - 2111 (伊奈庁舎・谷和原庁舎共通)

※旧谷和原村役場の番号(☎ 52 - 3141)にかけてもつながりますが、谷和原庁舎への直通電話ではありません。(最初に伊奈庁舎の電話交換室につながり、その後各課に転送されます。)

Q

裁判員制度とはどのような制度ですか？



**A** 裁判員制度は国民の皆さんに裁判に参加していただく制度です。

裁判員制度は、個別の事件について、国民の皆さんから選ばれた8人の裁判員の方に、刑事手続のうち地方裁判所で行われる刑事裁判に参加してもらい、3人の裁判員と一緒に被告人が有罪か無罪か、有罪の場合どのような刑にするのかを決めてもらう制度です。裁判員制度では、裁判の進め方やその内容に国民の視点、感覚が反映されますので、その結果、裁判全体に対する国民の理解が深まり、裁判がより身近に感じられ、司法への信頼が高まっていくことが期待されています。

お知らせします

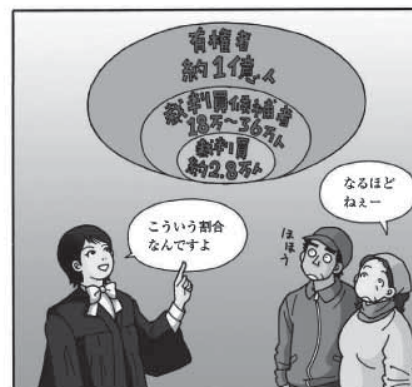
裁判員制度について

裁判員制度とは、国民の皆さまに裁判員として刑事裁判に参加してもらい、被告人が有罪か無罪か、有罪の場合どのような刑にするのかを決めてもらう制度です。

刑にするかを裁判官と一緒に決めてもらう制度です。裁判員制度は、国民の皆さまの積極的な協力をなくしては成り立たない制度です。次の「Q & A」を通して、裁判員制度に理解を深め、刑事裁判に参加することへの負担感や不安を少し

Q

裁判員等には選ばれる確率はどれくらいですか？



**A** だいたい3,500人に1人と見込まれています。

裁判員を適任手続のために何人の裁判員候補者に来ていただくかは、個々の事件ごとに、裁判所が決めることとなります。仮に通常の事件で50人程度の審理に多くの日数を要する事件で100人程度の裁判員候補者を選んだとした場合、平成17年の裁判員制度の対象となる事件が全国で約3,600件であったことを前提に試算すると、1年間に18万人～36万人の方に裁判所に来ていただくこととなります。確率で言うと、全国で1年当たり、全有権者のうち、実際の事件ごとに裁判員候補者として裁判所に来ていただく方は約300～600人に1人程度(0.18～0.35%)、そして、実際に裁判員又は補充裁判員として裁判員裁判に参加していただくのは約3,500人に1人程度(0.03%)となります。

でも軽減していただきたいと思っています。

**問** 最高裁判所事務総局審議官  
室 ☎ 03 - 3239 - 7556